

○静岡県スポーツ推進審議会条例

昭和37年3月28日

条例第12号

静岡県スポーツ振興審議会条例をここに公布する。

静岡県スポーツ推進審議会条例（題名改正〔平成23年条例51号〕）

（設置）

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、静岡県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（一部改正〔平成20年条例6号・23年51号〕）

（職務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、知事の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの推進のための基礎的条件の整備等に関すること。
- (3) 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備に関すること。
- (4) 競技水準の向上等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（一部改正〔平成23年条例51号・28年3号〕）

（組織）

第3条 審議会は、20人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

（委嘱）

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げるもののうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

（一部改正〔平成23年条例51号・28年3号〕）

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議の期間とする。

（会長等）

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光部において処理する。

(一部改正〔平成28年条例3号・令和2年2号〕)

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成28年条例3号〕)

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日条例第51号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県スポーツ振興審議会条例第4条により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

附 則(平成28年3月29日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(静岡県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

附 則(令和2年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(件 名)

運動部活動地域移行にかかる動向及び県教委の取組等の情報提供

(健康体育課)

1 要旨

スポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、学校の働き方改革を踏まえた運動部活動改革の第一歩として、スポーツ庁は、運動部活動の休日の段階的な地域移行に向けて、令和 3 年度より「地域運動部活動推進事業」を始め、令和 3 年 10 月に『運動部活動の地域移行に関する検討会議』を設置し、同会議が令和 4 年 6 月に、スポーツ庁に提言を提出した。

2 提言の目的

- (1) 学校の働き方改革に対応すること。
- (2) 中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ環境を実現すること。

3 提言の方向性

- (1) 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働を推進すること。
- (2) 中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ環境を実現するため、市町においては、スポーツ主管部局が主体となり地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実、地域スポーツクラブの振興についても着実に取り組むこと。
- (3) 休日の運動部活動は、段階的に地域移行していくことを基本とし、令和 5 年度から 7 年度末を改革集中期間として地域移行を推進すること。

4 提言において県に求められていること

- (1) 市町村における進捗状況等を把握、指導・助言等の支援。
- (2) 部活動指導員や外部指導者を確保するための仕組みを整備。
- (3) 兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
- (4) 休日の運動部活動の地域移行に向けた推進計画を策定、等。

5 地域移行の課題

- (1) 都市部と地方では地域差が大きく、一律に進めることは困難。
- (2) 外部の受け皿が持続可能でなくてはならないが、人材や財源、施設について継続的に確保できる見通しは立っていない（生徒の活動環境の喪失につながりかねない）。
- (3) 費用負担の在り方（全額、受益者負担とするのでは、保護者の理解が得られない。家庭の経済環境が子どもの活動を左右してしまう。一方で自治体も財政状況が非常に厳しい。）
- (4) 休日の運動部活動の地域移行に関する県民の十分な理解 等。

6 対応

- (1) 掛川市及び焼津市にて実践研究を実施。
- (2) 地域運動部活動研究委員会を開催し、実践研究について協議。
 - ・ 第 1 回を令和 4 年 6 月 13 日に実施。
- (3) 地域運動部活動連絡協議会を開催し、県内全市町に実践研究の成果や課題等の情報を共有。
 - ・ 第 1 回を令和 4 年 8 月 10 日に実施。
- (4) 県の地域移行に関する推進計画について、スポーツ庁の通知を確認した上で策定を検討。